

新かがわ中小企業応援ファンド等事業助成金交付細則
(国内見本市出展・オンライン販路開拓支援事業)

公益財団法人かがわ産業支援財団

新かがわ中小企業応援ファンド等事業助成金交付細則

(国内見本市出展・オンライン販路開拓支援事業)

(趣旨)

第1条 新かがわ中小企業応援ファンド等事業助成金（以下「助成金」という。）の交付事業の対象事業のうち国内見本市出展・オンライン販路開拓支援事業（以下「助成事業」という。）については、新かがわ中小企業応援ファンド等事業要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この細則において、中小企業者とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、県内に主たる事務所・事業所を有する者（本事業により、県内に主たる事務所・事業所を開設しようとする者及びみなし大企業（発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人又は発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人若しくは大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている法人）を含む。）とする。

(交付の目的)

第3条 県内中小企業者の国内見本市・WEB見本市（国内・海外）等への出展、ECサイトやオンライン商談システム等の構築等に要する経費の一部を助成することにより、成長を志向する中小企業者を後押しし、もって地域経済の活性化に資することを目的とする。

(助成対象事業者等)

第4条 助成対象事業者は、中小企業者とする。

- 2 助成対象事業は、国内見本市・WEB見本市等への出展、ECサイトの構築等とし、公募を行うものとする。
- 3 助成対象経費は、別表1の助成対象経費欄に掲げるもののうち、公益財団法人かがわ産業支援財団（以下「財団」という。）が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。ただし、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額を除くものとする。
- 4 助成事業の期間は、最長で当初の交付決定年度の翌年度の2月19日までとする。
- 5 助成金の交付を受けようとする者（以下「助成事業者」という。）は、本事業の助成対象経費を、他の公的な補助金等の対象経費とすることはできない。また、他の公的な補助金等の対象経費とした支出経費を本事業の助成対象経費とすることはできない。

(助成金の交付決定額)

第5条 助成金の交付決定額は、交付の対象となる経費の10分の10以内であって、かつ、1事業当たり1千円以上35万円以下とする。ただし、算出された額に1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(助成事業の採択の基準)

第6条 助成事業は、次の各号に掲げる基準を総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内で採択するものとする。

- 一 事業の目的
- 二 新規性・革新性
- 三 市場性・成長性
- 四 実現可能性
- 五 地域活性化への波及効果

2 同一企業から2年連続で申請があった場合は、過去の支援回数・出展効果・成約状況等を精査し、採否を決定する。その際、優先順位は、原則として初回支援の者を優先する。

(助成金の交付申請)

第7条 助成事業者は、助成事業の目的及び内容、同事業に要する経費その他必要な事項を記載した助成金交付申請書(様式第1号)及び別表2に定める書類を添え、別に定める日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 財団は、前号の規定により提出された申請書を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金の交付決定を行い、助成金交付決定通知書(様式第2号)により助成事業者に通知するものとする。

2 財団は、前項の交付決定をする場合において、次に定めるもののほか、必要な条件を付することができる。

- 一 助成事業に要する経費の配分の変更(第14条に定める軽微なものを除く。)をする場合に財団の承認を受けること。
- 二 助成事業を行うため締結する契約に関する事項その他助成金交付事業に要する経費の使用法について財団の指示に従うこと。
- 三 助成事業の内容の変更(第14条に定める軽微なものを除く。)をする場合に財団の承認を受けることとする。
- 四 助成事業を中止し、又は廃止する場合に財団の承認を受けること。
- 五 助成事業が指定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は財団に報告し、財団の指示を受けること。

3 審査は、財団に設置する審査委員会で行う。なお、審査委員会に関する事項は別に定める。

(交付決定をしない場合)

第9条 財団は、前条の規定にかかわらず、助成金の交付申請をした者が次のいずれかに該当することが判明したときは、財団が別に定める場合を除き、助成金の交付の決定をしないものとする。

- 一 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- 二 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

(申請の取下げ)

第10条 助成事業者は、第8条第1項の通知を受けた場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをする旨を記載した書面を助成金の交付決定通知を受けた日から20日以内に提出しなければならない。

(公表)

第11条 財団は、助成金の交付が決定された事業については、原則として、助成先の事業主体名、事業名、事業概要等を公表する。ただし、助成事業者から申出があった場合は、この限りでない。

(助成事業の執行)

第12条 助成事業者は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。

(助成事業の状況報告)

第13条 助成事業者は、原則として、10月31日現在における助成事業の遂行状況について、事業状況報告書(様式第3号)を11月15日までに財団に提出しなければならない。ただし、財団が認めた場合はこの限りでない。

(助成事業の内容の変更)

第14条 助成事業者は、助成事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ、助成事業の内容の変更承認申請書(様式第4号)を財団に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する軽微な変更についてはこの限りでない。

- 一 助成事業に要する経費の配分のうち、別表1の助成対象経費の額の20%以内の変更をする場合
- 二 助成の目的及び助成事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更、その他助成事業の細部の変更をする場合

(助成事業の中止又は廃止)

第15条 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、助成事業の中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

(助成事業の実績報告)

第16条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、助成事業が完了した日から10日以内に助成事業の実績報告書(様式第6号)を財団が定める書類を添えて提出しなければならない。

2 助成事業の廃止の承認を受けた助成事業者は、助成事業の実績報告書(様式第6号)を財団に提出することができる。

(助成金の額の確定)

第17条 財団は、前条により助成事業の実績報告書の提出を受けた場合、実績報告書等の書類の審

査、必要に応じて行う現地調査等により、助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知するものとする。

2 助成事業者は、消費税及び地方消費税を助成対象経費とする場合にあっては、助成事業完了後に消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費とする場合における消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合には、速やかに財団に対して報告しなければならない。

3 助成金の確定額は、交付の対象となる経費の10分の10以内であって、かつ、1事業当たり1千円以上35万円以下とする。ただし、算出された額に1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（助成金の請求）

第18条 助成事業者は、前条の通知を受けた後、助成金の支払を受けようとするときは、助成金精算払請求書（様式第7号）を財団に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第19条 財団は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- 一 この細則に違反したとき。
- 二 偽りその他不正の行為があったとき。
- 三 助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- 四 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
- 五 第9条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- 六 助成事業を遂行する見込がなくなったとき。
- 七 助成事業を廃止したとき。

2 前項の場合において、財団は、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 前項に規定する期限は、助成金の返還命令のなされた日から10日以内とする。

4 財団は、消費税及び地方消費税を助成対象経費とする場合にあっては、助成事業者が、助成事業完了後に消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、当該控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（加算金）

第20条 財団は、助成金の交付を受けた者に助成金の返還を命じたときは、その命令に係る助成金の交付の日から受領の日までの日数に応じ、助成金の額に年10.95%を乗じて計算した加算金を助成金の返還を命じられた者から徴収することができる。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付した金額は、当該返還を命ぜられた助成

金の返還に充てられたものとする。

(延滞金)

第21条 財団は、助成金の交付を受けた者に助成金の返還を命じ、助成金の返還を命じられた者がこれを納付期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%を乗じて計算した延滞金を助成金の返還を命じられた者から徴収することができる。

(立入検査等)

第22条 財団は、助成金交付事業の適正を期するため必要がある時は、助成事業者に対して報告させ、又は財団の職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(助成金の経理等)

第23条 財団は、助成金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
2 助成事業者は、助成金に係る経理について収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第24条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

別表1

助成対象事業者	助成対象経費		
	国内見本市・WEB見本市（国内・海外）等への出展、ECサイトやオンライン商談システム等の構築等を活用した販路開拓事業に要する経費であって、次に該当するもの。		
	経費区分	費目	内容
中小企業者	販路開拓費	ア 広告宣伝費	・ホームページ制作・改良費、動画制作費、ポスター・パンフレット等製作費、翻訳料等
		イ システム等構築費	・ソフトウェア・システム等の購入、構築又は借用に要する経費
		ウ 市場調査費	・本事業の実施に必要な競合技術等の動向及びユーザーニーズの調査等に要する経費
		エ WEB見本市等出展費	・オンライン登録料、商談料、製品・パンフレット等輸送費、翻訳料、PC等レンタル料（※1）
		オ 国内見本市等出展費	・会場借料、会場設営費、製品・パンフレット等輸送費、臨時の説明・宣伝員費（※2）
		カ 委託費	・本事業の実施に必要な業務の一部（自ら実行することが困難なものに限る。）を第三者に委託（委任）するために支払われる経費
		キ 専門家謝金	・本事業の実施のために依頼した専門家に支払われる謝金

※1：WEB見本市等出展費（PC等レンタル料）は、見本市等出展期間中のみを助成対象とする。

※2：国内見本市等出展費（臨時の説明・宣伝員費等）は、国内見本市等出展期間中のみを助成対象とする。

別表2

適用条項	様式	添付書類
第7条	助成金交付申請書(様式第1号)	ア 事業実施計画書(別紙1及び別紙1-2) イ 直近の納税証明書 A 香川県税:「香川県の行う入札参加資格審査等申請用」の納税証明書 B 消費税及び地方消費税:「その3 未納税額のない証明用」の納税証明書 ウ 事業実態の確認書類 【法人の場合】 A 法人登記の現在事項証明書又は履歴事項全部証明書 B 直近3期分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費の明細) 【個人事業主の場合】 C 住民票の写し又は住民票記載事項証明書 D 個人事業の開業届出書の控えの写し E 直近3か年の確定申告書(第一表、第二表、白色申告の場合は収支内訳書(1・2面)、青色申告の場合は所得税青色申告決算書(1～4面))の写し エ 誓約書(別紙2) オ チェックリスト(別紙3)
第8条第1項	助成金交付決定通知書(様式第2号)	
第13条	事業状況報告書(様式第3号)	ア 支出明細書(別紙4)
第14条	助成事業の内容の変更承認申請書(様式第4号)	ア 経費配分書(別紙5)
第16条第1項	助成事業の実績報告書(様式第6号)	ア 結果報告書(別紙6) イ 支出明細書(別紙4)

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

公益財団法人かがわ産業支援財団
理事長 様

所 在 地
名 称
代表者（法人にあつては、代表者の職・氏名）

年度新かがわ中小企業応援ファンド等事業助成金交付申請書

上記の件について、新かがわ中小企業応援ファンド等事業助成金交付細則（国内見本市出展・オンライン販路開拓支援事業）第 7 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 助成メニュー 国内見本市出展・オンライン販路開拓支援事業
- 2 事業名
- 3 助成金交付申請額 千円
- 4 助成事業の開始及び完了予定年月日

交付決定日 ～ 年 月 日

- 5 事業の内容
別紙 1 及び別紙 1-2 「事業実施計画書」のとおり

（添付書類）

- ① 助成対象経費の積算の根拠となる見積書等の写し
- ② 直近の納税証明書
 - ア 香川県税：「香川県の行う入札参加資格審査等申請用」の納税証明書
 - イ 消費税及び地方消費税：「その 3 未納税額のない証明用」の納税証明書
- ③ 事業実態の確認書類
 - 【法人の場合】
 - ア 法人登記の現在事項証明書又は履歴事項全部証明書
 - イ 直近 3 期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費の明細）
 - 【個人事業主の場合】
 - ウ 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
 - エ 個人事業の開業届出書の控えの写し
 - オ 直近 3 か年の確定申告書（第一表、第二表、白色申告の場合は収支内訳書（1・2 面）、青色申告の場合は所得税青色申告決算書（1～4 面））の写し
- ④ 誓約書（別紙 2）
- ⑤ チェックリスト（別紙 3）

様式第2号（第8条第1項関係）

年 月 日

様

公益財団法人かがわ産業支援財団
理事長

年度新かがわ中小企業応援ファンド等事業助成金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった上記の助成金については、新かがわ中小企業応援ファンド等事業助成金交付細則（国内見本市出展・オンライン販路開拓支援事業）第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

- | | | | | | | | | |
|---|----------|-----------------------|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 助成メニュー | 国内見本市出展・オンライン販路開拓支援事業 | | | | | | |
| 2 | 事業名 | | | | | | | |
| 3 | 助成金交付申請額 | 千円 | | | | | | |
| 4 | 助成金交付決定額 | 千円 | | | | | | |
| 5 | 助成期間 | 年 | 月 | 日 | ～ | 年 | 月 | 日 |
| 6 | 交付に係る条件 | | | | | | | |

様式第3号（第13条関係）

年 月 日

公益財団法人かがわ産業支援財団
理事長 様

所 在 地
名 称
代表者（法人にあっては、代表者の職・氏名）

年度新かがわ中小企業応援ファンド等事業に係る
助成事業の事業状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知を受けた標記助成事業の進捗状況について、新かがわ中小企業応援ファンド等事業助成金交付細則（国内見本市出展・オンライン販路開拓支援事業）第13条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 助成メニュー 国内見本市出展・オンライン販路開拓支援事業
- 2 事業名
- 3 進捗状況 別紙のとおり（任意様式）
- 4 今後の見込み 別紙のとおり（任意様式）
- 5 添付書類 別紙4「支出明細書」のとおり

様式第4号（第14条関係）

年 月 日

公益財団法人かがわ産業支援財団
理事長 様

所在地
名称
代表者（法人にあっては、代表者の職・氏名）

年度新かがわ中小企業応援ファンド等事業に係る
助成事業の変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知を受けた標記助成事業について下記
のとおり変更したいので、新かがわ中小企業応援ファンド等事業助成金交付細則（国内見
本市出展・オンライン販路開拓支援事業）第14条の規定に基づき、下記のとおり申請し
ます。

記

- 1 助成メニュー 国内見本市出展・オンライン販路開拓支援事業
- 2 事業名
- 3 変更の理由
- 4 変更の内容
- 5 添付書類 別紙5「経費配分書」のとおり

様式第5号（第15条関係）

年 月 日

公益財団法人かがわ産業支援財団
理事長 様

所 在 地
名 称
代表者（法人にあっては、代表者の職・氏名）

年度新かがわ中小企業応援ファンド等事業に係る
助成事業の中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知を受けた標記助成事業を中止（廃止）したいので、新かがわ中小企業応援ファンド等事業助成金交付細則（国内見本市出展・オンライン販路開拓支援事業）第15条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 助成メニュー 国内見本市出展・オンライン販路開拓支援事業
- 2 事業名
- 3 中止（廃止）の理由
- 4 中止（廃止）の内容
- 5 中止の期間（廃止の時期）

様式第6号（第16条関係）

年 月 日

公益財団法人かがわ産業支援財団
理事長 様

所 在 地
名 称
代表者（法人にあっては、代表者の職・氏名）

年度新かがわ中小企業応援ファンド等事業に係る
助成事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知を受けた標記助成事業が完了したので、新かがわ中小企業応援ファンド等事業助成金交付細則（国内見本市出展・オンライン販路開拓支援事業）第16条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 助成メニュー 国内見本市出展・オンライン販路開拓支援事業
- 2 事業名
- 3 助成金交付決定通知額 金 千円
- 4 助成事業の完了年月日 年 月 日
- 5 結果報告書 別紙6のとおり
- 6 支出明細書 別紙4のとおり
- 7 添付書類 支出証拠書類

公益財団法人かがわ産業支援財団
理事長 様

所在地
名称
代表者（法人にあっては、代表者の職・氏名）

年度新かがわ中小企業応援ファンド等事業助成金
精算払請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付確定通知があった上記助成金について、新かがわ中小企業応援ファンド等事業助成金交付細則（国内見本市出展・オンライン販路開拓支援事業）第18条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

金 円也

（請求額算定根拠）

区 分	金 額
交付確定額	円
今回請求額	円

(フリガナ) 口座名義											
支払 の 方法	口座 振替 払	銀行 (支) 店									
		口座 番号	当座 □	普通 □							

責任者職・氏名
担当者職・氏名
連絡先電話番号

（注）請求者の押印（個人印又は法人代表者印）がある場合は、責任者及び担当者の職・氏名並びに連絡先電話番号の記載は不要です。